

第6章 計画段階環境配慮の検討

6-1. 実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避し、又は低減するための配慮内容

6-1-1. 工事での配慮

(1) 温室効果ガスの削減

- ・低燃費型建設機械の使用

使用する建設機械については、可能な限り最新の低燃費型の機種を使用する。また、機械類は適切に整備点検を行う。

- ・低燃費車両の使用

工事用車両については、可能な限り最新の燃費性能の良い車両を使用する。また、業務用の普通車両も可能な限り最新の燃費性能の良い車両を使用する。

- ・適切な施工管理の実施

建設機械については、工事工程の効率化、空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な施工管理を行う。また、工事用車両については、計画的な運行により、適切な荷載を行い、できる限り稼働台数を削減するとともに、運転者に対して空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な運行を指導・徹底する。

(2) 廃棄物等の減量・リサイクル

- ・発生抑制・減量化・リサイクルの推進：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適正な措置を講じる。資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量する。また、廃棄物の発生抑制や分別を徹底のため「NR ボックス」※1を活用するなど、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努める。
- ・環境に配慮した建設資材の選定：再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定する。
- ・残土の抑制：建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生抑制を図る。

※1：NR ボックスとは、広域認定制度※2を活用し、建設副産物から建材原料として再資源化を促進するための建材端材専用の回収容器である。中身が一目で分かる仕様であるため、現場での建材端材の管理・回収が可能となり、集積場で起こりやすい建設副産物の混入を防止できる。また、異なる品目の建材端材を一つの車両でまとめて運搬し、回収車両台数を削減することで CO₂ 排出量の削減にも寄与できる。

※2：広域認定制度とは、建材メーカー等が環境大臣の認定を受けて自社製品が廃棄物となったもの（製品端材等）を広域的に回収し、製品原料等にリサイクル又は適正処理する制度。

(3) 排気ガス・騒音等の抑制

- ・低公害型建設機械の使用

使用する建設機械については、低騒音型の機種を可能な限り使用する。また、機械類は適切に整備点検を行う。

- ・低公害型車両の使用

工事用車両については、燃費や排出ガス性能のよい車両を可能な限り使用する。

- ・適切な施工管理の実施

建設機械について、工事工程の効率化、同時稼働のできる限りの回避、空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な施工管理を行う。また、工事用車両については、計画的な運行により、適切な荷載を行い、できる限り稼働台数を削減するとともに、運転者に対して空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な運行を指導・徹底する。

- ・粉じんの飛散防止

工事区域の周囲に仮囲いを設置し、適宜散水を行う。また、土工事を行う際には、適宜場内の散水やシートで覆うなどの対策を行う。

(4) 工事中の排水等の対策

- ・濁水流出防止対策

必要に応じて、土のうや素掘り側溝、沈砂池を設置し、周辺道路などへの土砂の流出防止を図る。

- ・有害物質等の管理の徹底

塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分する。

- ・適切な工法の選定

工法選定の際に、土壌、地下水を汚染しない工法であることを確認の上、決定する。

(5) 文化財の保護

事業計画地は既知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、工事期間中に事業計画地内にて遺物等が確認された場合には、京都市教育委員会等と協議を行い、文化財保護法に基づき適切な手続・対応を行い、文化財の保護に努める。

(6) 周辺地域への交通負荷軽減

工事期間中は、周辺交通への負荷軽減に配慮、また、地元自治会と協議したうえで工事用車両の走行ルート設定し、工事車両出入口に交通誘導員の配置を行う。

6-2. 存在・供用後の配慮

(1) 地球温暖化対策

- ・太陽光発電の採用

建物屋根にはソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行う。建物で使い切れる発電量を自家消費分とし、残りの発電量を外部へ供給することで、本事業外の CO₂排出量の抑制にも貢献する。

建築材料は、低炭素コンクリートや地域産材の採用を検討し、CO₂排出量の削減に努める。

- ・高効率・省エネルギー型機器の採用

照明には LED 照明器具などを採用する。また、入居テナント等には空調機器の設置にあたっては、できる限り高効率型機器の採用するよう要請する。

(2) 廃棄物の減量・リサイクル

入居テナントには廃棄物の発生抑制や分別の徹底を要請し、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努める。

(3) 施設からの騒音等の抑制

空調設備等を設置する入居テナント等には、できる限り低騒音・低振動型の設備を採用し、配置にも配慮するよう要請する。

(4) 交通対策

入居テナント等の車両による周辺生活道路の通り抜け及び路上待機を防止するべく、従業員や関係者への周知を徹底し、協力を要請する。

(5) 周囲への配慮

- ・日影による周辺地域への影響の低減

周辺地域への影響ができるだけ生じないような建物・配置計画とする。

- ・緑化による景観への影響の低減

事業計画地内の建物周囲には、景観に配慮した植栽を行うとともに緑地の配置に努め、緑化による周辺地域との調和を図る。

- ・汚水等による水質への影響の低減

建物運営上の汚水・雑排水は公共下水道へ排水する。

- ・施設外構周辺の照明計画

不法投棄や路上駐車に対する防犯と安全性を確保しつつ近隣環境への配慮を行う。構内道路は建物壁面から外構を下方配光で照らし、必要最小限の明るさで過照度を避け、歩行者・車両動線の視認性を確保する。上方光束を抑え、眩光・漏れ光の低減により光害を最小化する。

- ・車両出口の安全計画

車両出口 3 か所（大型車用 2 か所、普通車用 1 か所）には出庫時注意喚起として黄色回転灯と断続ブザーを車両管制設備として設置する。ループコイルで車両を検知し、音量調整機能付ブザーを採用することにより、音量を適正化して周辺への騒音に配慮する。

(6) 苦情・事故・損害の対応

工事中のみならず、物流倉庫竣工後、本施設に関連して発生した市民からの苦情、事故、第三者への損害に対しては、誠実に対応し、対応方法については個別事案ごとに検討を行う。

(7) 環境・社会への配慮

物流倉庫の省エネ計算評価対象室（倉庫・駐車バース）において実装する照明及び ELV のみの仕様において ZEB ready 相当の省エネ性能を有するものとし、できる限りの配慮を目指す。

(8) 防災・安全対策

- ・ 土壌汚染、液状化リスク等の評価を行い、施設の耐震性能の向上、予備電源の設置等について検討する。
- ・ 警備室における有人の警備体制、もしくは、24 時間機械警備におけるセキュリティ敷設等により、火災防止等の防災対策を講じる。
- ・ 設備関連の設計において、防災設備の設計検討を行う。
- ・ 大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドラインに沿った、非常用進入口、連結送水管及び連結送水管の計画とする。

(9) その他

- ・ 事業計画地内で働く従業員は、可能な限り周辺住民の雇用を検討する。
- ・ 災害時には、事業計画地を一時避難場所として提供することを検討する。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の地理院タイル
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)、基盤地図及び電子地形図 25000 を
加工したものである。